広報 KOUHOU MIBU

壬生 MIBU

No.541
6月号
2004

ⓒ柊あおい〈耳をすませば　幸せな時間〉1996年

柊（ひいらぎ）あおい ―耳をすませば―展

2004年7月24日(土)～8月22日(日)

町歴史民俗資料館では、少女マンガ誌『りぼん』を中心に「星の瞳のシルエット」、「銀色のハーモニー」などの作品を発表し、ピュアなラブストーリーで絶大な支持を集め、また、《耳をすませば》がアニメ映画化され、さらに《猫の恩返し》の原作となる「バロン－猫の男爵」を描き下ろし、多くの人々を魅了した壬生町安塚出身の少女マンガ家・柊あおいを紹介します（関連記事２頁）

発行／壬生町役場　〒321-0292　栃木県下都賀郡壬生町通町12番22号　編集／総務部企画財政課広報広聴係　☎0282-81-1812　毎月23日発行
ホームページアドレス http://www.town.mibu.tochigi.jp　FAX0282-82-8262

柊あおい－耳をすませば－展

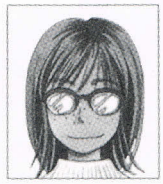

柊あおい

2004年７月24日(土)～８月22日(日)

■柊あおい（1962～）は、「トロイメライの風にのせて」という作品で、第16回りぼん新人漫画賞努力賞を受賞しました。1980年代半ば彗星のように現れ、当時、少女誌ナンバーワンの売り上げを誇る『りぼん』の旗手として、一躍スター作家の仲間入りを果たしました。当時、『りぼん』には、「ときめきトゥナイト」の池野恋、「ちびまる子ちゃん」のさくらももこ、「お父さんは心配性」の岡田あーみんなどバラエティ豊かな作家たちの作品が掲載されました。その中で『りぼん』創刊当時からの看板である“恋愛”“乙女チック”路線を担っていたのが柊あおいでした。

出世作となる「星の瞳のシルエット」の連載が進むにつれ、人気はうなぎ上り。80年代後半、日本一の少女誌『りぼん』の売り上げは250万部といわれ、そのころから、「星の瞳のシルエット」は、“全国250万乙女のバイブル”と呼ばれるようになりました。

そして、「星の瞳のシルエット」の大ヒットの後、『りぼん』で４回だけ連載されたのが「耳をすませば」。実は、映画化の６年前に発表されていた作品です。《耳をすませば》が映画化され、さらに《猫の恩返し》の原作となる「バロン　猫の男爵」を描き下ろし、多くのファンを魅了したことは記憶に新しいことです。

展示会では、初期から最新作までの全作品の原画等、また、スタジオジブリ主催『ジブリがいっぱい　スタジオジブリ立体造形物展』から映画《耳をすませば》、《猫の恩返し》の立体造形物等を展示し、“柊ワールド”の魅力を紹介します。

机に向かう雫（H1450）とバイオリン作りに励む聖司（H1450）

＜耳をすませば＞ ◎柊あおい　【スタジオジブリ】

猫の事務所外観とバロン（大）（H1600）

＜猫の恩返し＞ ◎猫乃手堂　【スタジオジブリ】

関　連　企　画

■アーティスト・トーク

作家自身によるトークショー＆サイン会

●**講師**　柊あおい（漫画家）
●**日時**　未定（決定次第、広報みぶ等で告知します）
●**場所**　２階展示室（先着50名）

＊観覧料をお求めのうえ、会場にお集まりください。終了後、会場にてサイン会を行います。

■映画上映

ジブリがいっぱい**「耳をすませば」**（原作：柊あおい）
（宮崎駿プロデュース、近藤喜文監督作品、1995年、カラー、約111分）
ジブリがいっぱい**「猫の恩返し」**（原作：柊あおい）
（宮崎駿企画、森田宏幸監督作品、2002年、カラー、約75分）

●**日時**　８月11日(水)　午後１時より
●**会場**　壬生中央公民館・大ホール【資料館前】

＊入場は無料です。

■**開館時間**■　午前９時～午後５時（入館は４時30分まで）
■**休 館 日**■　月曜日及び火曜日午前
■**観 覧 料**■　一般200円、小・中学生100円（未就学児は無料です）
■**問合せ先**■　町歴史民俗資料館　TEL（82）8544

平成16年度

地域と行政のパイプ役
お世話になります…… 行政協力委員さん

町内自治会代表として、また、地域の皆さんと行政のパイプ役としてご活躍いただく、平成16年度の行政協力委員さん79人がこのほど決まりました。一年間よろしくお願いします。

（平成16年６月１日現在）（敬称略）

壬生地区	
自治会名	氏名
下表町	安田　稔
中表町	渡邉喜夫
下横町	町田功男
今井	板橋俊男
上表町	栗原守一郎
東下台	篠原宏明
城東町	金田恵介
舟町	人見喜作
栄町	名坂正男
仲通町	大橋幸男
上通町	白久正三
三好町	松本光雄
旭町	戸﨑光三
万町	白石博英
上新町	鈴木勝
下馬木	葭葉一男
西高野	鈴木利直
城内	和久井明
城南	中村辰夫
馬場	橋本佐一
原宿	布施木善作
田向稲荷内	篠原功
上坪	篠原安雄
前宿坪	寺内幸男
台坪	小谷野幸作
星の宮	細井道男

至宝町北	清野良哉
六美町北部	花田薫
ひばりケ丘	黒﨑浩司
緑町一丁目	長谷川七郎
緑町二丁目	北條欣司
幸町一丁目	馬場武男
幸町二丁目	山川登
幸町三丁目	佐藤義勝
幸町四丁目	門脇淳
おもちゃのまち	中尾靖一郎
いずみ	佐藤春一
六美町南部	渡邊敏夫
車塚	葭葉勲
六美町中央	山田眞
下台団地	大山廣子
駅東	山本忠男
至宝町南	大友達示
県営壬生住宅	池澤均
稲葉地区	
釜ケ渕	福田敏雄
原坪	鈴木長一
鹿島	梁島冨士夫
下馬木（稲葉）	渡邉公夫
下町	賀長秀佳
上町	黒子徹
本郷	早乙女成生
松原	髙村一夫
西部	臼井嚆矢

中央	赤羽根信也
北原	篠原邦雄
台宿	荒川敏幸
下坪	清水和三
東原	石川昭三
鯉沼	手塚順一
福和田	大橋雄三
南犬飼地区	
北小林	刀川公長
安塚一	山田孝三
安塚二	小野﨑正雄
上長田	晴山力
上田	大関禎男
中泉	川又信雄
助谷	粂川俊晴
助谷原	山ノ井光夫
落合	宇賀神永治
国谷中央	髙津戸功
国谷新田	粂川菊治
緑町三丁目	横山一雄
緑町四丁目	榊原彬人
あけぼの	篠原實
安塚三	竹内敏雄
安塚南部	河野邉弘吉
若草	髙橋昇
国谷本田	田中稔
安塚中央	瓦井研三

自治会功労者　３名の方へ感謝状を贈る

去る５月19日、壬生中央公民館で開催された平成16年度壬生町自治会連合会（石川昭三会長）定期総会の席上、15年度で自治会長を辞した次の３名の方へ、壬生町長並びに壬生町自治会連合会長より感謝状と記念品が贈られました。

これは、３年以上の長きに亘り自治会長を務め、地域の皆さんと行政のパイプ役として活躍し、また自治会発展のために尽くされた功績を讃えるものです。（敬称略）

前ひばりヶ丘自治会長
稲垣　稔

前東下台自治会長
橋本　紘一

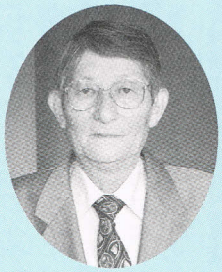

前上通町自治会長
大森　忠

自治会連合会新役員

５月19日、壬生中央公民館で自治会連合会総会が開かれ、平成16年度の新役員が決まりました。

会長	石川　昭三	（東　原）
副会長	布施木善作	（原　宿）
〃	河野邉弘吉	（安塚南部）
理事	安田　稔	（下表町）
〃	戸﨑　光三	（旭　町）
〃	馬場　武男	（幸町一丁目）
〃	篠原　宏明	（東下台）
〃	渡邉　公夫	（稲葉下馬木）
〃	髙村　一夫	（松　原）
〃	横山　一雄	（緑町三丁目）
〃	宇賀神永治	（落　合）
〃	瓦井　研三	（安塚中央）
監事	葭葉　勲	（車　塚）
〃	竹内　敏雄	（安塚三）
会計	安田　稔	（下表町）

町の財政状況

（平成16年３月31日現在）

平成15年度 下半期

町では、皆様に納めていただいた税金や町に配分された国・県支出金等がどのような使われ方をしているか、正しく理解していただくために、年２回（６月・12月号広報壬生に掲載）、財政状況を公表しています。

今回は、平成15年度下半期までの収入・支出状況等についてお知らせします。

なお、今回公表するものは、平成16年３月末までのものであり、決算額ではありません。これは、３月末までに確定した債権債務について整理を行うために４月１日から５月31日までの２ヶ月間を出納整理期間とすることが認められているためです。

歳　入

（単位：千円・％）

科　目	当初予算額	予算現額	収入済額	対予算比
1．町　税	4,535,896	4,458,230	4,300,281	96.5
2．地方譲与税	180,000	170,000	194,195	114.2
3．利子割交付金	26,000	40,000	41,502	103.8
4．地方消費税交付金	280,000	300,000	342,536	114.2
5．ゴルフ場利用税交付金	38,000	35,000	37,068	105.9
6．自動車取得税交付金	100,000	100,000	123,583	123.6
7．地方特例交付金	153,000	167,244	167,244	100.0
8．地方交付税	2,140,000	2,215,834	2,332,215	105.3
9．交通安全対策特別交付金	8,000	8,000	8,856	110.7
10．分担金及び負担金	115,458	121,331	111,450	91.9
11．使用料及び手数料	256,991	239,827	241,962	100.9
12．国庫支出金	537,065	569,335	526,503	92.5
13．県支出金	607,487	540,418	452,376	83.7
14．財産収入	1,807	2,110	3,719	176.3
15．寄附金	1,631	2,558	2,710	105.9
16．繰入金	106,007	88,821	88,818	100.0
17．繰越金	200,000	475,987	475,988	100.0
18．諸収入	196,958	199,007	111,468	56.0
19．町　債	595,700	620,400	18,000	2.9
合　計	10,080,000	10,354,102	9,580,474	92.5

早わかり財政用語

町の予算についてご理解いただくために、基本的な用語について説明いたします。

○予算

町の業務は４月から翌年３月までの１年間をサイクルとしています。その中で、町が１年間で使えるお金に対して、何にどれだけのお金を活用する予定かを示した計画のことを「予算」といいます。

また予算は、「町の行政がどのような形で行われているかを具体的に表現したものであり、皆様に情報を提供し、皆様が納められた税金が、どのように使われ、効果がどのように皆様に還元されるかを判断する」という意味からも重要な役割を持つものといえます。

○一般会計

町の基本的な財政運営に必要な経費を計上した会計のことで、町の会計の中心をなすものです。

その意味では、町の存立の目的を達成するために必要な経費を経理するための会計ということができます。例えば、議会費、総務費、民生費、教育費等が一般会計に計上されます。

《一般会計の概要について》

平成15年度一般会計の当初予算額は、100億8,000万円でしたが、平成14年度からの繰越額及び５回の補正予算の実施により、当初に比べ、2.7％増の103億5,410万2千円の現計予算額となっています。

平成16年３月31日現在の収入済額は、95億8,047万4千円で、予算額の92.5％になります。また支出済額は93億3,016万9千円で、予算額の90.1％となっています。科目別の状況については別表のとおりです。

歳　出

（単位：千円・％）

科　目	当初予算額	予算現額	支出済額	対予算比
1．議会費	158,200	155,200	153,324	98.8
2．総務費	1,205,626	1,463,159	1,387,267	94.8
3．民生費	2,123,424	2,108,556	1,967,779	93.3
4．衛生費	1,029,474	1,106,190	1,001,099	90.5
5．労働費	18,885	18,517	16,012	86.5
6．農林水産業費	431,667	384,359	324,238	84.4
7．商工費	332,757	333,660	243,053	72.8
8．土木費	1,740,632	1,793,376	1,406,960	78.5
9．消防費	586,522	573,434	548,802	95.7
10．教育費	1,299,487	1,272,223	1,164,959	91.6
11．災害復旧費	11,502	11,502	452	3.9
12．公債費	1,121,821	1,116,225	1,116,224	100.0
13．諸支出金	3	3	0	0.0
14．予備費	20,000	17,698	0	0.0
合　計	10,080,000	10,354,102	9,330,169	90.1

早わかり財政用語

このほかに、特定の事業を行うために設けられた会計を「特別会計」といい、壬生町では、国民健康保険特別会計、公共下水道事業特別会計、介護保険事業特別会計などがあります。

○歳入

１年間に町に入るすべての収入のことを言います。これが年間に町が活用することのできるお金となります。つまり、歳入の金額によって歳出の額が決まってくるわけです。

●町税とは

税金にはその性質や内容により、国、県、市町村それぞれに対して納められるものがあり、その中で町に納められるものを「町税」といいます。主なものとしては、町内に住所のある皆様に納めていただく町民税や、町内に資産をお持ちの方に納めていただく固定資産税などがあります。

●地方特例交付金とは

恒久的な減税の実施に伴い、平成11年度から新たに財政措置されました。地方税の代替的な性格を持ち、すべての地方公共団体に配分されます。恒久的減税が実施されている間は、これ

地方債現在高

平成16年３月31日現在

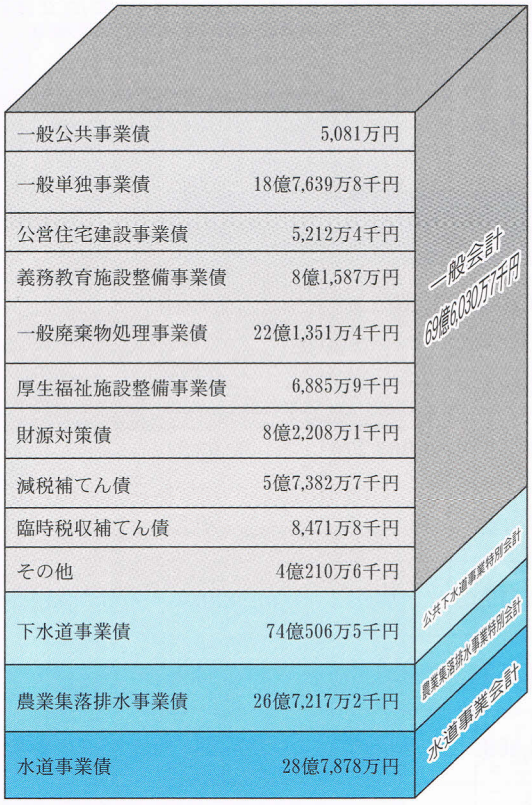

《税の負担状況》

（単位：円）

主な税	１人当たり	１世帯当たり
町　民　税	41,057	121,311
固定資産税	53,496	158,062
軽自動車税	1,131	3,341
町たばこ税	5,707	16,862
都市計画税	6,626	19,578
全　　体	108,017	319,154

※３月末現在の住基人口　39,811人
世帯数　13,474世帯

早わかり財政用語

●地方交付税とは

国に納められた一部の税金から一定の割合で、地方公共団体が等しく事務を遂行できるよう、国から町へ配分される税のことをいいます。これにより、全国どこに住んでいてもバランスよく、公平な公共サービスが受けられるようになっています。

地方公共団体間には、地域による経済力の格差等があるため、地方交付税によって地域間に租税負担と公共サービス水準の著しい格差が発生しないように、調整しているのです。

●国庫支出金とは

町が行う公共サービスに必要なお金の一部あるいは全部について、国から町に支払われるお金のことです。

また、国庫支出金とは、一般に「国が特定の事務事業に対し、国家的見地から公益性があると認め、その事業実施に資するため、相当の反対給付を受けないで交付する給付金である」と定義されています。

●町債とは

町の長期にわたる借入金のことです。道路や橋、または学校などのように長期にわたって利用される施設の建設に必要な資金について、財政的負担の軽減と、世代間の負担の公平を図るという観点から、町債という形でお金を調達して対応しています。

●一般財源とは

歳入のうち、町税や地方交付税などのように使い道が特定されず、どのような経費にも活用することのできるお金のことをいいます。

地方公共団体が自主的判断のもとに、地域の実情に応じた政策を実施していくためには、使い道が特定されていない一般財源ができるだけ多く確保されることが望ましいといえます。

●特定財源とは

一般財源とは反対に、歳入のうち、国庫支出金や町債のように使い道が特定されているお金のことをいいます。

●自主財源とは

町税や使用料などのように、町が自主的に集めることのできるお金のことをいいます。歳入全体に占める自主財源の割合が高いほど、町としては望ましい姿であり、町が行う公共サービ

特別会計

老人保健事業

予算額
30億5,556万6千円
収入済額
28億8,854万5千円
支出済額
27億8,668万8千円

奨学資金

予算額
217万5千円
収入済額
220万7千円
支出済額
184万円

公共下水道事業

予算額
14億3,248万2千円
収入済額
11億3,852万2千円
支出済額
12億8,959万9千円

（収支の不足額は、一般会計資金を運用しました。）

国民健康保険

予算額
34億5,864万1千円
収入済額
32億4,774万4千円
支出済額
30億6,241万9千円

水道事業

収益的収支

予算額
6億2,212万8千円
事業収益
5億8,120万8千円
事業費用
5億9,975万3千円

（収益的収支の収益額が費用に対して不足する額は前年度繰越剰余金で補てんしました）

資本的収支

予算額
4億2,863万8千円
資本的収入
2億195万1千円
資本的支出
4億2,436万3千円

（資本的収支の収入額が支出額に対して不足する額は損益勘定留保資金等で補てんしました。）

農業集落排水事業

予算額
1億9,732万2千円
収入済額
1億9,697万1千円
支出済額
1億8,485万2千円

介護保険事業

予算額
12億7,038万7千円
収入済額
12億250万9千円
支出済額
11億2,236万3千円

早わかり財政用語

○**歳出**
1年間に町が活用するすべての支出のことを言います。
町では、このお金で様々な事業を行うことによって歳出の額が決まってくるわけです。

●**総務費**
全般的な管理事務、企画調整事務、徴税事務、本庁舎の維持管理等に要する経費が計上されています。

●**民生費**
障害者や高齢者に対する福祉の充実、子育て環境づくりの推進などに要する経費が計上されています。

●**衛生費**
生活環境の保全、健康の増進、ゴミ・し尿処理などに要する経費が計上されています。

●**農林水産業費**
農業の振興に要する経費、生産基盤の整備に要する経費などが計上されています。

●**商工費**
中小企業の振興及び観光の振興などに要する経費が計上されています。

●**土木費**
道路、橋梁、公園などの整備及び維持管理などに要する経費が計上されています。

●**教育費**
小中学校の教育の充実、生涯学習の推進、文化・スポーツの振興などに要する経費が計上されています。

●**公債費**
町債の償還元金と利息が計上されています。

●**義務的経費とは**
町の歳出のうち、職員の人件費、町債の返済に充てるための公債費など町が行政活動を行っていくために不可欠な経費や法律などにより町に支出が義務づけられ、任意に削減できないお金のことをいいます。

●**投資的経費とは**
町の歳出のうち、道路や橋、または学校の建設などのように、その支出の効果が資本形成に向けられ、施設等が町民の財産として将来に残るものに支出されるお金のことをいいます。

●**依存財源とは**
地方交付税、国庫支出金や町債のように、国の決定や許可により交付されたり割り当てられたりして入ってくるお金のことをいいます。

スに自主性と安定性が確保されているといえます。

アンケートのご意見・質問にお答え致します。

その1

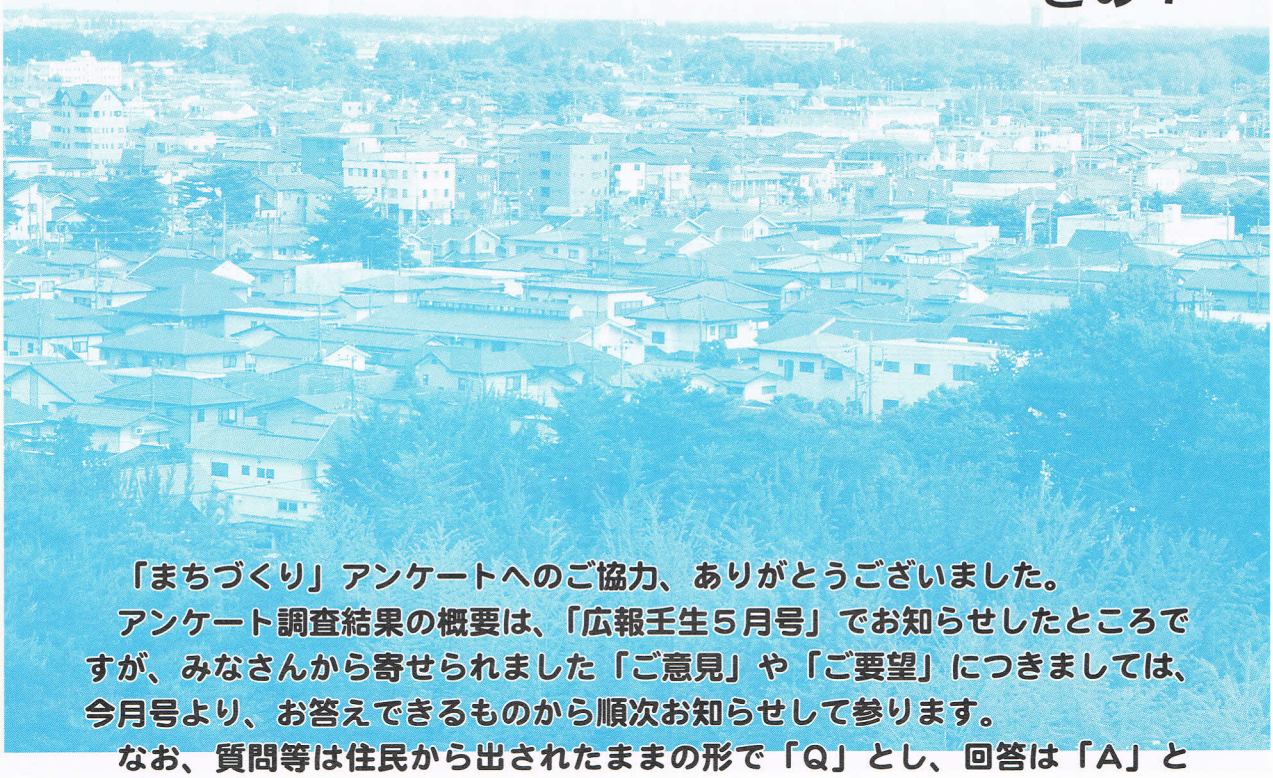

「まちづくり」アンケートへのご協力、ありがとうございました。

アンケート調査結果の概要は、「広報壬生５月号」でお知らせしたところですが、みなさんから寄せられました「ご意見」や「ご要望」につきましては、今月号より、お答えできるものから順次お知らせして参ります。

なお、質問等は住民から出されたままの形で「Q」とし、回答は「A」として掲載しております。

また、同じような複数の質問につきましては、代表的なものを掲載しております。

町民の意見に耳を傾けて！

Q：いろいろな要望がありますが、果たして行政側が耳を傾けてくれるかどうか、今まで体験した方や行政に携わっている方の言動を見ますと断念してしまいます。

どんな小さな意見でも耳を傾けてくれるような人材育成にも力を入れて欲しいと願っています。

また、視野の広い経験豊かな町職員が多くなることを願います。

A：アンケートへのご協力ありがとうございました。本調査では、本町の〝まちづくり〟に必要と思われる意見や提案以外に、町の職員の資質に関する意見や不満が多数寄せられました。

これらの全ての意見は、全職員に周知し、これからの行政運営等に活かすよう取り組んで参ります。

また、行政（役場）への意見や質問等がありましたら、いつでもご相談下さい。

羽生田地内の県有地（新宇都宮競馬場計画地）の今後の活用は？

Q：羽生田地区の県有地について町としてはどのように思うのか。宅地としての販売を考えて、住民を増やすようなことを町として県に出しているのか。

A：新宇都宮競馬場計画地の有効活用は、町や地域の活性化に大きく寄与するものとして県に働きかけを行っています。平成17年に一時的ではありますが、県において「全国ホルスタイン共進会栃木大会」が計画されています。

今後の恒久的な土地利用策については、土地を協力頂きました地権者の方々や、地域の方々に配慮しながら慎重な検討が進められています。

「新宇都宮競馬場」計画地であった県有地

巡回バスを走らせて！

Q：他の市町村では巡回バスがあります。壬生町でも取り入れて頂きたいと思います。交通手段がありませんと、せっかくのいろいろな施設がありましても利用することができません。

シルバーになりますと医者の回数が多くなります。医者代は安く、足の悪いときはタクシーに乗ると往復料金が数千円と高く、年金では医者へもいけません。ぜひ、バスを出してもらいたい。

A：路線バスの運行については、「是非実施を望む」声や「税金の無駄遣いになるから必要ない」といった声など、意見が大きく分かれています。

年輩者などの、医療費以上に負担の大きい診療所間の交通費の現状を考慮する一方で、ガラガラのバスが走る姿をも併せて想像しますと、実施の有無を検討する際は、経済的な一面からではなく様々な面から見た投資効果や、皆さんが納得できるバス運行のあり方が可能かなど、考えていかなければなりません。

タクシー券の配布など、現在、町が実施している他の類似事業と合わせ、〝これからのまちづくり〟の中で取り組んでいくべき事業かを慎重に検討して参りたく考えております。

町の活性化を図って！

Q：町外から引っ越してきた者ですが、つくづく不便を感じています。既存のものを残す、大切にすることも大事ですが、発展していこうとする勢いというものを全く感じません。これでは、取り残されていく町でしかないとおもいます。

・壬生町の活性化を図り、ショッピングセンターをつくるなど活気のあるまちづくりをして欲しい。

・他の地域からも人が集まり（買い物や食事など）、活気のある壬生町にしたい。

A：バイパス沿いや市街地の外へ大店舗を誘致し、全町的に見た生活の便利さの向上や、町の活性化対策を図るべきとした意見が、数多く寄せられました。

そのため、〝まちづくり〟の考えの中に、民間の集客施設など（大規模なショッピングセンター等）が誘致しやすくなるよう、町の制度的な環境を整えていくなど、本町にとって効果的な土地利用のあり方を考え、計画に反映させていきたく考えております。

町の予算はどうなってるの？

Q：町の予算の公表・公開

A：町の予算につきましては、主に「広報壬生」によりお知らせをしているところであります。掲載内容及び掲載月は、当年度の予算を4月号・前年度下半期の財政状況を6月号・前年度の決算を10月号・当年度上半期の財政状況を12月号となっております。また、町ホームページ及び役場においても予算等の閲覧ができますのでご利用ください。

金利の高い借金（町債）の借り換えはどうなってるの？

Q：いつか、新聞にでていたが、借金が高い金利のままにしておいて、今のやすい金利に借り換えをしないこと。この件もどうなっているのでしょう。みんな自分のお金でなく、税金なので関心が無い。出る釘はうたれるで、どうしようもありません。

A：町債（借金）は大きく分けると政府系資金（財政融資資金等）と民間系資金（銀行等）に区分されます。高金利のものは政府系資金でありますが、多くの町債は固定金利方式により借入をしており、固定金利でお金を貸し借りする場合、貸し手・借り手の双方とも、将来の金利水準の変動に対して一定のリスクを負うことになります。金利が上昇しても低い金利のままで借り続けられる一方、金利が低下しても高い金利を払い続けなければなりません。政府系資金は、民間系資金とは異なり、利ざやをとらずに長期かつ固定金利で融資を行いながら独立採算で運営されていますので、金利の低下を理由とした借り換えや繰上償還による損失をそのまま受け入れることはできないことになっています。また、民間系資金につきましては、銀行等の理解を得ながら借り換えや繰上償還を実施しております。さらに借入にあたっては、複数の金融機関より見積もりを徴収するなど、可能な限り経費の節減に努めております。

個人情報の保護は！

Q：情報社会に対応した個人情報の保護を要望する。

A：今までも個人情報の保護は行われていますが、より一層の充実を図る為、個人情報を保護するための条例を制定（本年3月議決）し、9月1日から、その実施を行って参ります。

これに伴い、職員研修をはじめ町内の事業所にも周知を図るなどして参ります。

なお、個人情報保護制度について、当月号の広報壬生（14・15頁）に掲載してございますので、ご覧ください。

※壬生町個人情報保護条例（本年3月15日公布）

※壬生町個人情報保護条例施行規則（本年3月26日公布）

問合せ先
総務部企画財政課企画調整係
☎81－1813・1814

日頃の訓練の成果を披露

町消防団 ポンプ操法大会

開始前の緊張の一瞬

町消防団（中根幸男団長・団員201名）の第23回壬生町消防団ポンプ操法大会が、4月29日、町総合公園陸上競技場で開催されました。

大会は、団員の士気高揚と消防技術の向上を目的に、毎年4月に行われています。

当日は好天に恵まれ、団員のきびきびした行動による、日頃の訓練の成果の披露に対し、応援にかけつけた地元自治会の皆さんや家族から、大きな拍手を受けていました。

また、この日は、第2回消防交通フェアも同会場で開催され、普段体験できないポンプ車やパトカー、はしご車や白バイに搭乗するなど、家族連れで賑わいました

成績

団体

●自動車ポンプの部

優勝 第2分団第1部（上稲葉地区）

準優勝 第3分団第1部（安塚・上長田・緑町・おもちゃのまち・幸町地区）

第三位 第3分団第5部（至宝・六美・国谷・ひばり・いずみ・落合・若草・あけぼの地区）

●小型ポンプの部

優勝 第2分団第5部（下稲葉地区）

準優勝 第1分団第5部（三好町・旭町・星の宮・車塚地区）

第三位 第1分団第3部（万町・上新町・下馬木・西高野地区）

個人（優秀賞）

●自動車ポンプの部

・指揮者　鈴木　武（3－1）
・1番員　伊藤　博（2－1）
・2番員　荒川光弘（2－1）
・3番員　荒川宏一（1－2）
・4番員　鈴木和宏（2－1）

●小型ポンプの部

・指揮者　鈴木一滋（2－5）
・1番員　鯉沼幸夫（2－5）
・2番員　鈴木宏幸（2－5）
・3番員　戸崎明男（1－5）

個人（努力賞）

●自動車ポンプの部

・指揮者　近藤勝彦（1－2）
・1番員　栗原俊行（1－1）
・2番員　秋沢真宏（2－3）
・3番員　日永正太（1－1）
・4番員　杉山朝生（2－3）

●小型ポンプの部

・指揮者　野口成夫（2－2）
・1番員　小野口靖徳（2－2）
・2番員　平山元治（3－2）
・3番員　小林宏之（3－2）

第2分団第5部のみなさん

第2分団第1部のみなさん

行列ができたはしご車

消防交通フェアでPR

団員の機敏な行動

ごみの減量化にご協力ください！

町では、急増するごみ問題に対処するため、ごみの減量化・資源化を推進し、その一環として資源ごみ回収報償金交付要綱を制定、町民総参加によるごみ減量化運動を行っています。この資源ごみ回収運動に皆さまのご協力をいただき、昨年度1年間で約481トンのごみを資源化（減量）並びに約154万本のペットボトルを回収することができました。

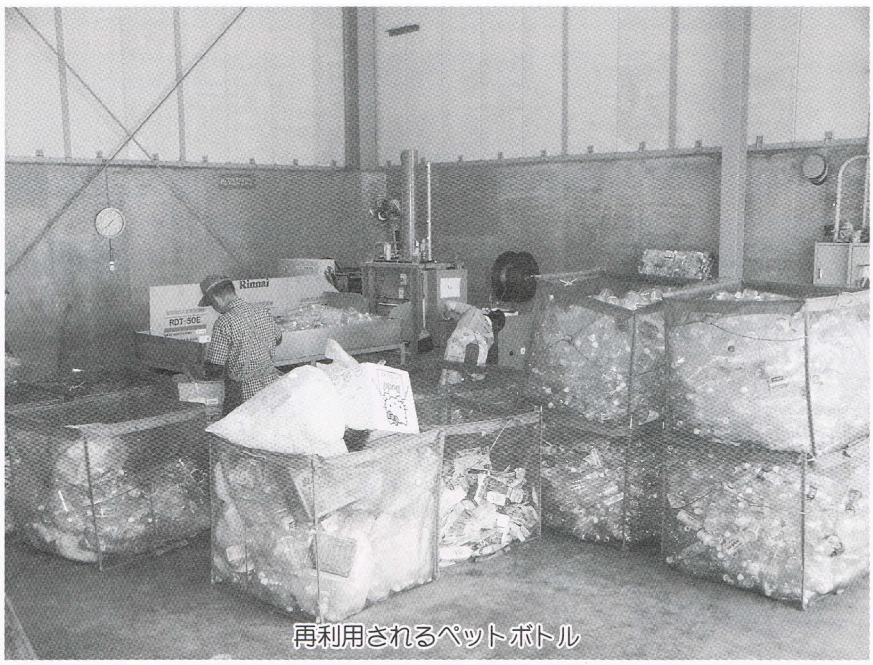

再利用されるペットボトル

資源ごみ回収実績（47団体）

新聞紙	249.8トン
雑誌類	63.8トン
ダンボール	102.5トン
びん類	49.8トン
鉄類	3.3トン
アルミ他金属	6.8トン
布類	4.2トン
その他	1.1トン
合計	481.4トン

ペットボトル回収実績（72団体）

回収本数　1,541,924本

平成15年度　団体別資源ごみ・ペットボトル回収実績表

回収団体名	資源ごみ(kg)	ペットボトル(本)	回収団体名	資源ごみ(kg)	ペットボトル(本)	回収団体名	資源ごみ(kg)	ペットボトル(本)
いずみ育成部	2,989		城東町自治会		6,770	しもだい保育園保護者会		6,470
いずみ自治会		17,079	城内自治会	9,380	20,442	羽生田小学校ＰＴＡ	3,034	24,600
一心会	2,120	4,249	城南長寿会	16,490		藤井小学校ＰＴＡ	1,431	14,361
今井育成会		1,425	すばる		3,400	南犬飼中学校ＰＴＡ	7,107	79,200
今井自治会	2,980		生活研究グループあざみ会	1,913		壬生北小学校児童会		6,720
駅東子供会育成会	13,994		せせらぎ会ﾃﾞｲｻｰﾋﾞｽｾﾝﾀｰｳｨｽﾞ		102,850	壬生小学校ＰＴＡ		8,130
おもちゃのまち育成会	2,078	2,519	せせらぎ学園第３班		101,350	壬生中学校保護者会	28,270	139,164
上稲葉上町天狗杉班	2,558	1,910	台坪農村生活研究グループ		15,925	壬生東小学校ＰＴＡ		6,000
上稲葉上町巴会	2,676	4,322	月かげ幼稚園育成会		13,615	睦小学校ＰＴＡ		25,954
上稲葉上町中組		3,743	東下台育成会		3,892	安塚小学校児童会		34,051
上表町ときわ会		36,012	栃木県立壬生高等学校	10,260	11,800	やすづか保育園保護者会	2,412	5,124
上田子ども育成会	19,530	13,145	中泉子供会育成会	9,112	4,842	壬生町消費者友の会		735
上通町自治会	16,854	9,699	中表町自治会	6,104	7,129	六美町中央育成会	7,823	4,813
北小林子供会育成会	12,576	26,585	仲通町子供会育成会		1,402	六美町南部育成会		4,560
車塚育成会	441	2,032	七ツ石　秋桜(ｺｽﾓｽ)		106,272	六美町北部育成会	2,074	2,954
県営壬生住宅育成会		16,358	西高野老人会	6,990	9,380	むつみの森自治会	79,861	183,160
県営壬生住宅自治会	2,683		のぞみホームを応援する会	31,183	102,820	メリーランド保育園保護者会		1,627
鯉沼自治会	17,074	16,700	馬場自治会	10,740	9,413	安塚青葉二班	1,025	1,080
雇用促進住宅育成会	3,688		福和田花壇管理組合		10,090	安塚三自治会	21,817	19,622
幸町一丁目育成会	1,353		フリーマーケットの会		3,963	安塚中央コスモス会	10,219	33,500
幸町三丁目育成会	1,443	1,546	フレンズ	7,380	8,185	ゆうがお会	2,160	3,660
さくらんぼ共同保育園育てる会	6,224	6,344	星の宮育成会	5,816	3,424	万町自治会	8,259	10,025
三修会壬生北剣道教室育英会	797	10,150	緑町一丁目自治会	29,528	35,535	ルネプラッツ２２		7,720
至宝町婦人会		62,260	緑町三、四丁目育成会	6,220	4,490	若草自治会		15,860
至宝町南子供育成会		4,655	緑町二丁目自治会	6,813	7,252			
下表町自治会	14,576	21,866	壬生寺保育園		5,007			
下台団地子供会育成会		7,974	稲葉小学校ＰＴＡ		10,316			
下横町自治会	21,324	19,753	いなば保育園保護者会		2,944	合計	481,379	1,541,924

農業者年金情報

新しい農業者年金制度のメリット

★農業に従事する方は広く加入できます

国民年金の第１号被保険者で　年間60日以上農業に従事する60歳未満の方は誰でも加入できます。農地を持っていない農業者や家族従事者も加入できます。脱退も自由です。脱退一時金は支給されませんが、加入期間にかかわらず、それまでに支払った保険料は将来年金として受け取れます。

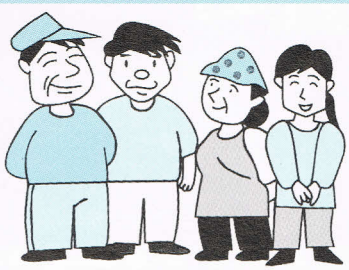

★安定した年金の財政運営ができる仕組みです

将来の年金受給に必要な原資をあらかじめ自分で積み立て、運用実績により受給額が決まる確定拠出型年金であるため、安定した年金の財政運営ができます。運用利回りの状況等に応じて保険料が引き上げられることはありません。

★保険料は自由に選択できます

毎月の保険料は20,000円を基本とし、最高67,000円まで1,000円単位で選択できます。それぞれの経済的な状況や老後設計などに応じて保険料を自由に設定でき、かつ、いつでも見直すことができます。

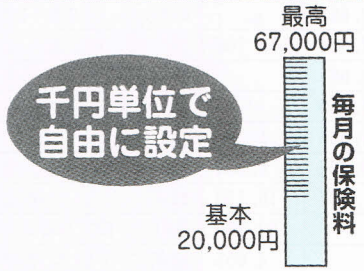

★80歳までの保証が付いた終身年金です

年金は終身受給できますが、仮に、加入者や受給者が80歳になる前に亡くなった場合は、死亡した月の翌月から80歳までに受け取るはずの農業者老齢年金を予定利率で割り戻した額を死亡一時金として遺族が受け取れます。

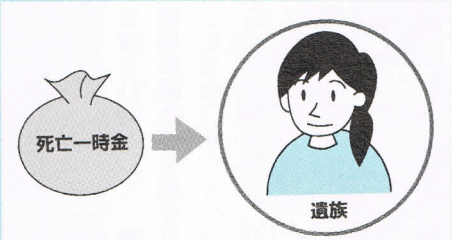

★税制面でのメリットがあります

保険料は全額社会保険料控除（所得控除）の対象となります。年金は公的年金等控除の対象となります。

★意欲ある担い手に保険料助成があります

60歳までに農業者年金に20年以上加入することが見込まれ、かつ認定農業者等一定の条件を満たす方は、基本となる保険料（20,000円）のうち、国から保険料助成（政策支援）があります。

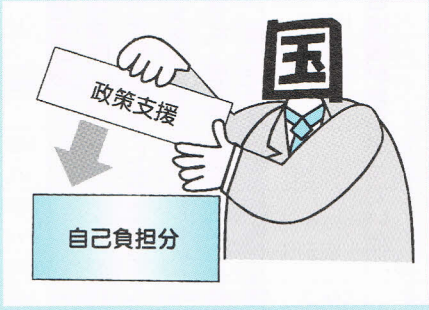

現況届の提出はお済みになりましたか？

農業者老齢年金及び経営移譲年金受給者の皆様へ

現況届は、貴方が引き続き年金を受給する資格があるか否かについて毎年１回、貴方からの届け出でにより確認するためのものです。必ず６月30日までに農業委員会（壬生町役場内）に提出して下さい。

（該当者には、５月末頃に農業者年金基金から直接届出用紙がご自宅に郵送してあります。）

問い合わせ先
壬生町農業委員会
☎81－1875

個人情報保護条例を制定 施行は9月から

個人情報保護制度とは

◆個人情報とは

住所、学歴、職歴、病歴、健康状態及び財産状況など個人に関する情報で、どこの誰のものか分かるものを個人情報といいます。

◆個人情報保護の必要性

情報処理の高度化が進めば進ほど、大量の個人情報が本人の知らないうちに利用・提供されるおそれや誤った情報の流通のおそれなど、プライバシーの侵害に対する不安感が生じてきます。そのため、プライバシーなど個人の権利利益が侵害されることを防ぐため、行政機関や民間業者の方が個人情報を取り扱うためのルールが必要となります。

◆条例の制定

町は、個人情報の保護を目的として、平成16年9月から個人情報保護条例を施行します。

個人情報保護制度の仕組み

◆町の責務

・個人情報の収集制限 ……

事務の目的の範囲内で本人から収集することを原則としています。

・個人情報の利用・提供制限 ……

事務の目的の範囲内で個人情報を利用・提供することを原則としています。また、町外部のコンピュータとのオンライン結合により個人情報を提供することを、制限しています。

・個人情報の適正な管理 ……

事務の目的に必要な範囲内で、個人情報を正確で最新のものに保ち、個人情報が漏れたり、滅失などしないように必要な措置を講じます。

・登録簿の作成 ……

どんな事務で、どういう目的で個人情報を取り扱っているかを個人情報取扱事務登録簿に登録します。

◆町民の権利

・町が保有する個人情報に対して、自己情報開示、訂正、削除並びに目的外利用及び外部提供中止の請求ができます。

◆町民の責務

・自分と他人の個人情報の保護に努めます。

◆事業者の責務

・個人情報の取り扱いに関する自主的な保護措置を講ずるよう努めます。

町が保有する個人情報の保護について

◆自分に関する情報が見たい ◀

◎自己情報の開示請求

どなたも、実施機関（※）が持っている自分の情報の開示を請求することができます。

※ 町長（水道事業管理者の職務を行う町長を含む）、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び議会

◆自分に関する情報がまちがっていた ◀

◎自己情報の訂正請求

（実施機関から開示を受けた自己情報が事実と違っていた場合は、その個人情報の訂正を請求することができます。）

◆自分の情報を消してほしい ◀

◎自己情報の削除請求

（実施機関が個人情報保護条例に違反して自分の情報を収集しているようなことがあれば、その個人情報の削除を請求することができます。）

◆自分の情報を使うのをやめてほしい ◀

◎自己情報の目的外利用及び外部提供の中止請求

（実施機関が個人情報保護条例に違反して本来の収集目的以外に利用したり、外部に提供しているようなことがあれば、その個人情報の利用や外部提供の中止を請求することができます。）

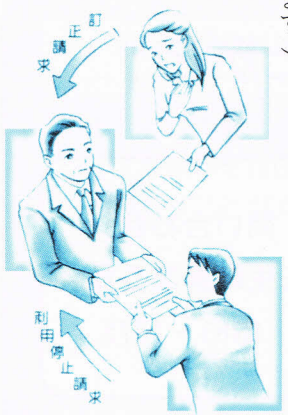

◆**開示、訂正、削除、目的外利用及び外部提供の中止請求の方法**

壬生町役場総務課（個人情報総合窓口）に開示請求書等を提出してください。

このとき、請求対象の個人情報の本人であることを証明する書類（運転免許証・旅券・官公署の発行する証明書など）の提示等が必要です。

◆**費用の負担**

閲覧は無料ですが、写しの交付は実費（1枚10円）を負担していただきます。

◆**決定について**

原則として、請求を受け付けた日から15日以内に決定します。

開示（閲覧・写しの交付）の際には請求書の提出のときと同じく、本人であることを証明する書類が必要です。

◆**決定に不服があるときは**

請求した自己情報が開示されない、訂正されないなどの決定がなされた場合、その決定に不服があるときは、行政不服審査法による不服申立てをすることができます。不服申立てがあると実施機関は、学識経験者等で構成される個人情報保護審議会に諮問し、その答申を尊重し、不服申立てに対する決定を行います。

制度のご利用にあたって

◆**開示されない場合があります。**

次のような個人情報は開示することができません。

・法令などの定めにより、開示することができない情報

・開示すると、ほかの人の正当な利益が損なわれるもの

・評価、診断、判定、相談及び選考等に関する情報で開示すると当該事務事業の執行に著しい支障を生じるおそれのあるもの

・開示すると、人の生命、身体、財産等の保護、犯罪の予防又は捜査等に支障が生じるおそれのあるもの

・国等との協議、依頼、協力等により作成・取得した情報で開示すると国等との信頼関係等が著しく損なわれるもの

・審議、検討等の情報で、開示するとその事務事業の意思決定に著しい支障を生ずるおそれのあるもの

・監査、取締り、交渉等の情報で、開示するとその事務事業の目的が損なわれ、又は公正・円滑な執行に著しい支障を生ずるおそれのあるもの

・未成年者の法定代理人により請求された情報で、開示すると当該未成年の正当な利益が損なわれるもの

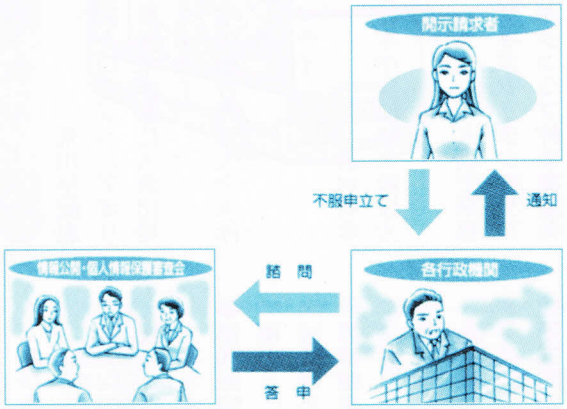

◆**個人情報取扱事務登録簿の閲覧**

個人情報を取り扱う事務の内容、保有する個人情報の項目、収集先などが記載されている登録簿を壬生町役場総務課で閲覧できます。

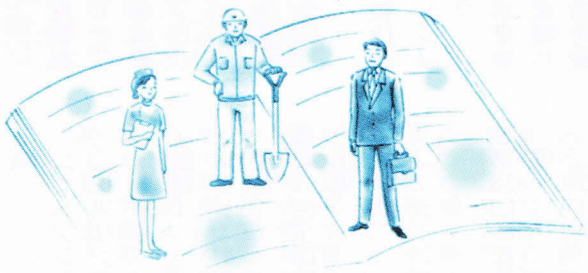

民間事業者の方は

【事業者の責務】

個人情報の取り扱いに当たって、個人の権利利益を侵害しないよう自主的な保護措置を講ずることなどをお願いしています。また、町が行う個人情報保護に関する施策に協力しなければなりません。

【町の対応】

事業者の方の不適正な個人情報の取り扱いにより、苦情の申し出があったときは、十分な調査をした上で、必要に応じ助言や指導を行うことがあります。

町民のみなさまへ

・個人情報の保護の重要性を強く認識し、自分の個人情報については、安易に他人に提供しないようするなど管理をしっかり行い、自分のプライバシーを守りましょう。

・また、他人の個人情報についても、自分の個人情報と同様に慎重に取扱い、他人のプライバシーを守りましょう。

◆**個人情報保護制度に関する問い合わせは**

壬生町役場総務課まで

☎81－1807

FAX82－8262

（イラストは、「くらしに役立つ行政ミニ情報〈37〉」より転載）

～壬生町体育協会～

スポーツ大会で活躍した選手・監督を表彰

壬生町体育協会（会長　松本幸三）は、5月25日に開催した総会において、平成15年度の大会で活躍した選手・監督の方々を体育協会の表彰規定に基づき選考し、表彰しました。

表彰されたのは次の方々です。

受賞者（敬称略、順不同）

●第27回全日本少年サッカー大会
決勝大会出場
藤田和樹
若林智英

●第29回全国中学生レスリング選手権大会出場
早乙女春香

●第9回全国中学校高等学校女子レスリング選手権大会
38kg級
優勝　荒川早紀恵

●第26回全国ＪＯＣジュニアオリンピック春季水泳競技大会出場
（200ｍバタフライ）
栃木県中学校総合体育大会水泳競技大会
200ｍバタフライ
第1位　清水英幸

●第30回全日本中学校陸上競技大会出場
大橋千奈都

●レスリングインターナショナルジルベールショーブ杯（フランス）
60kg級出場　高山真梨恵

●第26回全国ＪＯＣジュニアオリンピックカップ夏季・春季水泳競技大会出場
（200ｍバタフライ）
第58回国民体育大会夏季大会出場
（水泳・100ｍバタフライ）
第54回関東高等学校水泳競技大会栃木県予選会
200ｍバタフライ
第1位　清水理恵

●第76回選抜高校野球大会出場
板橋秀樹

●第58回国民体育大会夏季大会出場
（ゴルフ）
ゴルフ全国高校選手権大会出場
加藤妙美

●第59回国民体育大会冬季大会出場
（スキー）
細井郁代

●第59回国民体育大会冬季大会出場
（スキー）
第53回全国高校スキー大会出場
石田憲二郎

●第34回全国高校バスケットボール選抜優勝大会出場
臼井祐輔

●第58回国民体育大会秋季大会出場
（フェンシング）
稲葉逸郎
（レスリング）
疋田拓也
（自転車）
監督　小口英之
（クレー射撃）
監督　名坂信一

●第3回全国障害者スポーツ大会出場
（卓球）
内山峰子
（フライングディスク）
大庭義弘

●第58回国民体育大会夏季大会出場
（ボート）
監督　戸田幸雄

●第65回全日本ベテランテニス選手権大会出場
本田美智子

●第18回全日本壮年ソフトボール大会出場
尾崎長二郎

●第21回全日本レディースバドミントン選手権大会出場
笹井美千恵

黒川の里ふれあいプール　7月10日㈯オープン

◆開設期間
7月10日㈯～9月5日㈰
（期間中無休）

◆開設時間
午前9時～午後6時
（入場受付は午後5時まで）

◆使用料金（1人当り）

一般（高校生以上）	700円
小・中学生	400円
幼　児	無　料
ロッカー使用料（1回）	100円

◆問合せ先
（開設期間中）
黒川の里ふれあいプール
☎82－9479
（期間以外）
スポーツ振興課（月曜休館）
【町総合運動場体育館内】
☎82－2345

スポーツ

第6回町民グラウンドゴルフ大会

5月22日
町総合運動場グラウンド
参加者99名

成績

●男子

優勝	大橋　博
準優勝	安生　勝英
第3位	永井　弘三
第4位	石川　忠幸
第5位	山川　昭治
第6位	森田　幸男
第7位	佐々木茂生
第8位	菊地　政和
第9位	粂川　昌弘
第10位	市川　進

●女子

優勝	手島　美知
準優勝	荒川　ミヱ
第3位	賀長　シゲ
第4位	鈴木喜代子
第5位	大山　スイ
第6位	大橋トミ子
第7位	落合ミツエ
第8位	刀川　ケイ
第9位	渡辺　周子
第10位	横山　益美

大橋さん　手島さん

21st MIBU バドミントン大会

5月23日
町総合運動場体育館
参加者56名

成績

●男子ダブルスA（経験5年以上）

優勝	上野・石川組
準優勝	足立・黒川組
第3位	織田・田中組

●女子ダブルスA（経験5年以上）

優勝	落合・篠崎組
準優勝	笹井・加藤組
第3位	宇賀神・細田組

●男子ダブルスB

優勝	佐野・野口組
準優勝	小山・中村組
第3位	斉藤・鈴木組

●女子ダブルスB

優勝	成瀬・杉山組
準優勝	鈴木・増田組
第3位	赤羽根・萩原組

後列左から上野・石川組−佐野・野口組
前列左から落合・篠崎組　成瀬・杉山組

21st MIBU TENNIS大会

5月23日
町総合運動場テニスコート
参加者88名

成績

●男子ダブルス

優勝	渡辺・菊地組
準優勝	坂田・関亦組
第3位	高山・田部谷組
第3位	三枝・山森組

●女子ダブルス

優勝	渡辺・田村組
準優勝	大橋・本田組
第3位	斎田・斉藤組
第3位	山口・寺岡組

渡辺・菊地組　渡辺・田村組

「年金未納」不審なはがきにご注意ください

全国各地で、「年金が未納になっている。連絡がなければ法的に対処する」などと書いた不審なはがきを送り付けられる被害が相次いでいます。

首都圏では、「社会保険庁の依頼を受け、未納保険料の回収を代行する」「支払えば延滞リストから削除する」などという内容のはがきが送り付けられる被害が出ています。

不審なはがきが届いた場合は、栃木社会保険事務所（☎22−6074）または、栃木県消費生活センター（☎028−665−7744）までご相談ください。

まちのわだい

橋詰氏　清水町長

行政相談委員　橋詰通氏
関東管区行政評価局長表彰を受賞

５月17日、宇都宮市で開催された行政相談委員総会の席において、橋詰通氏が関東管区行政評価局長表彰を受賞されました。

行政相談委員は、国の仕事に関する苦情などの相談を受け付け、助言や関係行政機関への通知などを行う、国民の身近な相談相手として、総務大臣が民間有識者に委嘱しております。

橋詰氏は、平成４年３月から現在まで12年の永きに亘り、行政相談委員として尽力されその功績が認められ、今回の表彰となりました。

第９回おもちゃふれあいまつり
子どもたちは人気キャラクターに大喜び

５月３日～５日に、おもちゃ博物館において、おもちゃふれあいまつりが開催されました。

まつりでは、ＴＶキャラクターによるショーと握手会が行われ、子ども達はテレビで見るキャラクターに大喜びでした。また、おもちゃ博物館前の広場では、模擬店、エアートランポリンファファが設置されるとともに、生バンド演奏などが行われ、多くの家族連れがまつりを楽しみました。

キャラクターショー、握手会は
子どもたちでいっぱい

稚アユを放流する園児たち

保育園児が稚アユの放流を体験

５月27日、「下都賀漁業協同組合壬生支部」と「黒川にサケをよびもどす会」は、しののめ公園沿いの黒川に、10センチほどの稚アユ約15,000匹を放流しました。

この日アユの放流を体験したのは、「ありんこ保育園」、「壬生寺保育園」、「メリーランド保育園」の園児約150人で、園児たちは「元気で大きくなってね」と、声をかけながら放っていました。

会では、黒川にサケをよび戻す前段として、魚がすめるきれいな川にしようと、次代を担う園児たちにアユの放流体験を計画しました。

秋の収穫が楽しみです
サツマイモの苗植で地域交流

５月31日、稲葉小学校３年生21名と、いなば保育園年長児15名が、サツマイモの苗植えを合同で行い、地域交流を図りました。

３年目を迎えたこの事業は、地元の農業委員や町議会議員、父兄など地元有志のみなさんにより、いなば郷づくり協議会事業の一環として実施されました。

子どもたちは、三上貞次さんからお借りした「なかよし農園」に、ボランティアのみなさんに手伝ってもらいながら苗を仲良く植え、秋の収穫が楽しみの様子でした。

こうやって植えるんだよ！

左から川田組合長、清水町長
落合副団長、篠原団長

『担い手農業者育成事業研修団』派遣事業を支援　JAしもつけ

下野農業協同組合（代表理事組合長 川田匡男）は、５月27日、川田組合長が町を訪れ、７月12日から派遣される壬生町担い手農業者育成事業研修団（篠原富太郎団長）に、研修の成果を期待していますと、支援金30万円を手渡しました。

「担い手農業者育成事業研修団」派遣事業は、地域農業の担い手を海外に派遣し、先進的な農業事情等を調査・研修することにより、農業の発展に貢献できる農業者を育成することを目的として、オランダ他ヨーロッパ３カ国に、10日間、９名の団員が派遣されます。

コミュニティ活動功労者知事表彰受賞
睦地区コミュニティ推進協議会

４月28日に開催された栃木県コミュニティ協会総会の席上において、睦地区コミュニティ推進協議会（高橋悦子会長）が、コミュニティ活動功労者知事表彰を受賞しました。

同協議会は、昭和53年５月に設立されて以来永きに亘り、住みよい地域社会の実現のためコミュニティづくりを推進し、着実に成果をあげ、その功績が特に顕著であるとして表彰されました。

受賞の報告に来庁された協議会のみなさん

鈴木会長　倉井理事長　神永助役

下都賀スポーツ賞（功労賞）受賞
壬生町家庭婦人バレーボール協会

４月26日、石橋町勤労青少年ホームで開催された、下都賀郡体育協会総会において、壬生町家庭婦人バレーボール協会（鈴木正浩会長）が下都賀スポーツ賞（功労賞）を受賞しました。

同協会は、30年の永きに亘り、年間を通して各種大会や審判講習会などを継続的に開催し、家庭婦人バレーボールを通して、生涯スポーツの普及発展に貢献されたことなどが認められ、今回の受賞となりました。

睦っ子の森フェスティバル　家族連れで賑わう

４月25日、睦っ子の森フェスティバルがわんぱく睦っ子の森、授産施設むつみの森、こども発達支援センタードリームキッズを会場に開催されました。

このフェスティバルは、平地林の保全と福祉活動の支援を目的に、睦っ子の森フェスティバル実行委員会（玉田秀夫会長）主催により行われ、今年で７回目となります。

会場では、多くの模擬店が出店されたほか、苗木の無料配布、お宝撒き、ジャズ演奏、福祉自動車展示、消防団による放水体験などが行われ、多くの家族連れで賑わいました。

新緑の森にたくさんの家族連れが集いました

合い言葉は
“私たちの健康は私たちの手で”
健康づくり推進員（ヘルスメイト）活動

減塩とバランス教室

平成13年度に、町で開催された40時間の養成講座を受講し、食生活を基本とした総合的な健康づくりに取り組んでいる「健康づくり推進員」の活動について、壬生町健康づくり推進員連絡協議会会長佐久間昭子さんにお聞きしました。

健康づくり推進員は現在21名で、「私たちの健康は私たちの手で」を合い言葉に、ヘルスメイトの愛称で、食生活改善を中心に学んだ知識や技術を地域に広めていくボランティア活動を行っています。

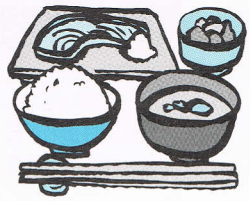

健康は、栄養・運動・休養の3つの要素を満たすことで、その中心である栄養は快食が基本であり、「健康な毎日、より楽しく豊かな食生活のため、バランスよく食事を楽しみましょう。」という、国でつくられた「食生活指針」の普及に取り組んでいます。

また、平成16年3月に「健康みぶ21計画」が策定され、7年後の評価目標が発表されました。たとえば、味付けしたおかずに、しょうゆ、ソースまたは塩などをかける人の割合を現状の30・1％を18％に引き下げる。自分の適正体重に近づけるよう努力した人の割合を増加させよう。などの目標が出され、これからますます健康づくり推進員（ヘルスメイト）の役割が大きくなります。

壬生高でのうすじお教室

健康ふくしまつりでの塩分含有量展示

この6月から新たに健康づくり養成講座が始まり、新しいメンバーとの活動を楽しみにしています。今後とも、会員一同、ともに学びながら、息長く地域に根ざした活動をしていきたい。と話してくれました。

今後も更なる活躍が期待されます。

壬生町健康づくり推進員

氏　名	自　治　会
荒川　道子	万町
大垣　栄子	安塚南部
小木曽順代	幸町二丁目
神永　圭子	上町
瓦井　節子	安塚中央
木村　シズ	城内
小林　俊子	栄町
斉藤　和子	安塚一
佐久間昭子	六美町南部
白井　節子	六美町北部
谷　茂雄	幸町四丁目
出口　和江	六美町中央
仲田　栄子	安塚中央
西山　緑	おもちゃのまち
濱本加代子	緑町三丁目
細井　玲子	西高野
堀中ミサ子	幸町一丁目
三上　隆子	上町
八木　裕子	六美町北部
吉沢　トシ	至宝町南部
吉田　史子	駅東

ヘルシーみそ汁で一息

問合せ先
町民生部保健課健康増進係
（町保健福祉センター内）
☎82－3588

みんなで遊ぼう！
～週末を子ども達と過ごしてみませんか～

子ども達の実体験不足や、地域における様々な人々との交流機会の少なさを補うため、壬生町教育委員会ではホリデーアクションプランを展開中です。これは、地域の方々に御協力を頂きながら、子ども達に様々な体験活動を提供しようというものです。今回はその中の「みんなで遊ぼう！」という企画を御紹介いたします。

土曜日の午前中、壬生小，壬生東小，安塚小の体育館は月に１度子ども達の歓声でいっぱいです。子ども達と大人達が、昔の遊びやニュースポーツに興じているのです。大人達の顔ぶれは、お子さんと一緒に来られた保護者とボランティアとして御協力を頂いているスタッフです。スタッフは現在26名ですが、都合のつく時間だけ御協力を頂き、子ども達と一緒に活動して頂いています。

より多くの皆さんが遊びに来て下さるのをお待ちしております。また、スタッフとして御協力を頂ける方を募集中です。特技等はいっさい問いません。子ども達と一緒に遊んで下さる方をお待ちしております。お問い合わせは教育委員会生涯学習課（８１－１８７３）までお願いします。
※７月は、３日（壬生小），10日（壬生東小），17日（安塚小）に開催します。時間帯は10：00～11：30です。体育館履き（シューズ）を、御用意下さい。

公園で仲良く遊ぼう安全に

夏休みに近づき、お子様が公園などで遊ぶ機会が増えて来ますが、それに伴い事故の危険も高まります。事故を避けるため、次のような点にご注意下さい。また、お子様にもご説明下さい。

遊ぶときの服装

- 首まわりにひもの付いた衣服は身につけない。
- カバン、水筒、ランドセルは外す。
- 怪我を避けるため脱げにくい靴をはく。
- くつひもはしっかり結んでおく。

遊び場に行くとき

- できるだけ安全な道を選ぶよう習慣づける。
- どこで、だれと、何時まで、遊ぶかを保護者に伝えるよう習慣づける。

遊び場は安全か

- 遊具は壊れていないか？
- 石ころやガラスのかけらは落ちていないか？
- 遊具の下や周りにコンクリートやブロックがないか？
- 小さい子どもには、その年齢に適した遊具があるか？それは大きい子ども用の遊具と近すぎないか？

お天気は？

- 雨にぬれた遊具は滑りやすいので注意。
- 雷が鳴ったら外で遊ばない。
- 日射病、光化学スモッグにも注意。
- 日照によりスチールやステンレスが加熱することがあり、やけどに注意。

社団法人日本公園施設業協会発行
「仲良く遊ぼう安全に～子供の指導者と保護者のために～」より抜粋
都市計画課公園緑地係☎８１－１８５４

情報箱

壬生町の皆さんへ　宇都宮中継局のテレビチャンネルが変わります

1）いつごろどのように変わるのですか

今年７月中旬以降～17年夏ごろ

宇都宮中継局	NHK総合	NHK教育	日本テレビ	TBSテレビ	フジテレビ	テレビ朝日	テレビ東京
現チャンネル	29	27	25	23	21	19	17
新チャンネル	51	49	53	55	57	41	44

※数字はテレビ放送用チャンネル番号でリモコン番号とは異なります。
※とちぎテレビは変わりません。（31チャンネル）

2）なぜチャンネルを変えるのですか

今の地上テレビ放送を「高画質、データ放送」など多彩な機能を持つデジタル放送にするため全国的にチャンネル割り当ての見直しを行った結果です。栃木県内では**平成18年頃までに地上デジタル放送**が始まる予定です。

3）引き続き今のテレビを見るにはどうしたらよいのですか

テレビのチャンネルを新しいチャンネルに設定し直す。
アンテナやブースター（増幅器）の調整や交換などが必要な場合もあります。
＊ご家庭には栃木地域受信対策センターの対策員が訪問し新チャンネルへの切り替え（変更対策）をいたします。この対策が終了するまでの一定期間（ほぼ１年間）は新旧の両チャンネルで放送します。
＊チャンネル設定だけで済む場合ご自分で対策をなさっても結構です。

4）費用はかかるのですか

（ア）**「一般の住宅や学校、病院、福祉施設」**など総務省告示で決められた施設の場合はすべて国が負担しますので**対策員（工事業者）とのお金のやり取りはありません。**
（イ）ただし、これらの方々には別途配付いたします**「給付申請書」を必ずご返送ください。**
（ウ）告示で決められた以外の**「会社や事業所、店舗、旅館やホテル」などは自費での対策**をお願いしなければなりません。ご理解とご協力をお願いします。
※皆さんの地域でも東京タワー（ＶＨＦ）の電波を受信されている方やケーブルテレビに接続しているテレビの場合は対策不要です。また、新幹線や高圧送電線、高い建物などによる受信障害用の共聴施設でテレビをご覧になっている方は施設の受信方式に見合った対策が必要です。

お問合せ先

指定周波数変更対策機関　　（社団法人・電波産業会）
栃木地域受信対策センター　（矢板市扇町１－13－１）
・フリーダイヤル　0120－401293、　FAX　0120－401014
・携帯、公衆用　　044－829－2713

チャンネル変更工事でお宅に伺う者は必ず腕章をつけ、テレビ受信対策員証を携行しています。ご確認ください。

チャンネル変更工事を行う場合は、あらかじめ工事日を確認してから伺うことになっています。また、正規の者は必ずテレビ受信対策員の腕章を身につけ、「総務大臣指定　指定周波数変更対策機関　社団法人電波産業会」の証明のある「テレビ受信対策員証」を持っていますので、提示を求め、確認をしてください。

みんなの広場

わが家のアイドル

後藤大世（たいせい）ちゃん（松原）
（H13.6.22生）

浅井　涼（りょう）ちゃん（福和田）
（H14.6.7生）

次回は８月生まれのアイドルを募集します。（締切７月20日）。写真はお返しします。

応募者多数の場合は抽選になることもありますのでご了承ください。

写真裏に住所、氏名、保護者名、生年月日、電話番号を書いて、役場企画財政課（直接或は郵便で〒321－0292壬生町通町12－22）または、稲葉・南犬飼各出張所、生涯学習館へ。

身近な法律相談

（消費者ガイドブックより）

覚えのない電話情報サービス料金の請求

Q：「出会い系サイトの利用料金が未納になっている、３万円を月末までに払わない場合は自宅に集金に行く」と書かれたメールが届きました。メールには業者名と振込先の銀行名と口座番号が記載されているだけで問い合わせもできません。全く利用した覚えはないのですが、払わないと集金に来ると書いてあります。どうしたらよいのでしょうか。

A：ハガキや封書、電子メールで、利用した覚えのない有料情報の利用料の請求を受けたという相談が相次いで寄せられています。有料情報番組を利用した人は料金の支払い義務がありますが、利用していないのであれば支払う必要はありません。請求のハガキや封書、電子メールは、今後、何かあったときのために保管しておきましょう。

〈トラブルにあわないために〉

実際に請求書が届いているので、業者は何らかの情報によりあなたの名前や住所、メールアドレスを知っていることになります。これ以上、相手に個人的な情報が知られないよう十分注意しましょう。不用意に相手と連絡をとって個人的な情報を教えてしまうと、今度は別の手段で請求を受けるかもしれません。一度請求に応じてしまうと次々に被害を招いてしまうこともありますので、全く根拠のない架空請求には応じないことです。

キャッチセールス

Q：昨日、町を歩いていたら「美容に関するアンケートに答えてもらえませんか？」と誘われ、近くのお店に行きました。アンケートに答えると別の人が現れ、高額な美顔器の購入を勧められました。長時間、話を聞いているうちに、なかなか「断る！」と言い出せずに契約してしまいました。しかし、よく考えると必要ないものなので解約したいのですが。

A：このような、いわゆるキャッチセールスで契約した場合は、指定された商品・サービスであればクーリング・オフを利用して、消費者は申し込みの撤回や契約を解除することができます。キャッチセールスのクーリング・オフの適用期間は、法定の書面を受け取った日から８日以内です。

〈トラブルにあわないために〉

声を掛けられても誘いに乗らず、キッパリと断り、お店などについて行かないことが、被害にあわない最良の方法です。

壬生町職員採用試験案内

平成16年度壬生町職員採用試験を次のとおり行います。この試験は高校卒業程度の試験です。

職種及び採用人員

◆一般事務　若干名

受験資格

昭和54年4月2日から昭和62年4月1日までに生まれた方。

学歴は問いません。

＊ただし、次のどれかに該当する方は受験できません。

ア、日本国籍を有しない方

イ、成年被後見人及び被保佐人

ウ、禁固以上の刑に処せられ、その執行が終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの方

エ、壬生町職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過していない方

オ、日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した方

試験日及び会場

◆9月19日（日）8時30分受付

◆壬生中央公民館　☎82－0108

受験手続

◆試験案内及び申込書は、役場総務課及び稲葉出張所・南犬飼出張所で7月12日から配布します。

◆郵便で請求するときは、120円切手を貼って宛先を明記した返信用封筒（A4サイズが入るもの）を必ず同封して下さい。

受付期間

◆7月20日（火）～8月6日（金）月曜日から金曜日の午前8時30分～午後5時までです。

郵送の場合は8月6日の消印のあるものに限り受け付けます。

申込・問い合わせ

◆壬生町総務部総務課庶務人事係

〒321－0292

壬生町通町12番22号

☎81－1806

私の作品

睦小　6年

渡辺　美里（みさと）

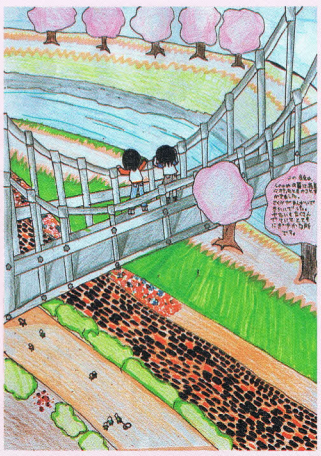

絵画「しののめ公園」

睦小　6年

坂入　一嘉（かずよし）

寄付

◆社会福祉協議会へ

（○数字は寄付回数）

藤井むらづくり推進協議会様①　1万1千714円

壬生町観光協会しののめまつりフリーカラオケ収益金①　1万5千427円

松本澄子カラオケ教室様①　1万6千420円

フラワーコーラス様②　6千826円

お詫びと訂正

広報壬生5月号19頁、「ライフステージごとの健康目標」の表中に「高齢期（64歳～）」とありましたが、「高齢期（65歳～）」の誤りです。お詫びして訂正いたします。

7月の納税等

●固定資産税・都市計画税（2期）

●国民健康保険税　（1期及び全納）

●介護保険料　（普通徴収・1期及び全納）

納期限　8月2日

まちのうごき

6月1日現在

総人口	39,913人	（　2）
男	19,522人	（△ 3）
女	20,391人	（　5）
世帯数	13,366世帯	（ 19）

（　）内は前月比